

告 示

埼玉県告示第三百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、嵐山中部土地改良区から役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和八年四月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	佐藤 正男	埼玉県比企郡嵐山町大字廣野六百二十二番地一